

【裁定委員会】2023年5月12日付け決定

●事案1

1 懲罰対象者

U12 クラブコーチ

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2023年5月12日（懲罰決定の日）から2年間停止する。

3 懲罰の起算日

2023年5月12日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

・本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

・本協会倫理規程第3条第1項(9)「その他、バスケットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手に対する暴力（背中を押す、腕をつかんで突き飛ばす等の有形力の行使）
- ・倫理規程違反行為を隠蔽する目的で書面を作成し、交付した品位を失うべき非行

●事案 2

1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部元顧問

2 懲罰の内容

対象者に対し、譴責の処分を科す。

3 懲罰の起算日

2023年5月12日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(7)「その他の経理に関わる不正な行為」に該当

5 事案の概要

不正な経理処理を行い、自治体から交付された補助金を他の目的に流用した

●事案 3

1 懲罰対象者

U12 クラブコーチ

2 懲罰の内容

2年間停止されている本協会の登録資格を、前回懲罰の満了日の翌日から更に5年間停止する

3 懲罰の起算日

2023年5月12日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第3条第1項(2)「本協会、国際バスケットボール連盟（F I B A）、F I B A A S I A、スポーツ仲裁裁判所（C A S）、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（J S A A）、国際オリンピック委員会（I O C）および日本オリンピック委員会（J O C）等ならびに所属する団体の定款、規程、規定、命令および指示等に反し」た行為に該当

5 事案の概要

前回懲罰に従わず、所属選手に対してあからさまにベンチから直接バスケットボール指導を行った

●事案 4

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部元顧問
- 2 懲罰の内容
対象者に対し、譴責の処分を科す。
- 3 懲罰の起算日
2023年5月12日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(9)「その他、バスケットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行」に該当
- 5 事案の概要
所属都道府県協会が主催ないし共催する各大会に参加するに際し、本協会への登録を怠った上、虚偽の競技者番号を参加申込書に記載して参加の申込みを行い大会に参加した